

# 指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和5年3月17日

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

※表紙スライドにはノート未記入

# 目次

---

- 1 指導監査について
- 2 令和4年度実地指導結果
- 3 主な指摘事項
- 4 その他

○本資料における説明内容は以下のとおりである。

○「1 指導監査について」では、指導監査の制度の概要についてご説明。

○「2 令和4年度実地指導結果」では、今年度を実施した実地指導の結果の概要についてご説明。

○「3 主な指摘事項」では、今年度を実施した実地指導において指摘することが多かった事項についてご説明。

○「4 その他」では、他都市の行政処分事例や遵守すべき法令等の名称、本市における事業別参考データをご紹介。

# 1 指導監査について ① 指導と監査

## 指導 → 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・ 指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について**周知徹底**を図ることを目的とする。
- ・ その手法として、事業所において行う**実地指導**と講習等により行う**集団指導**がある。
- ・ 実地指導は**概ね3年に1度の頻度**で実施する。但し、**運営等に重大な問題**があると認められる場合は、**毎年実施**する等して、指導の重点化を図る。

## 監査 → 障害者総合支援法第48条、第51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・ **指定基準違反等（下記参照）**が疑われる場合に、**事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる**ことを目的とする。

### 指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・ 事業者のサービス等の内容等について、**行政上の措置（次頁参照）**に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

2

○指導監査の制度について概要の説明である。

○指定障害福祉サービス事業者等への指導監査については、「指導」と「監査」の大きく2つに分かれる。いずれも障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法に基づくものとなっている。

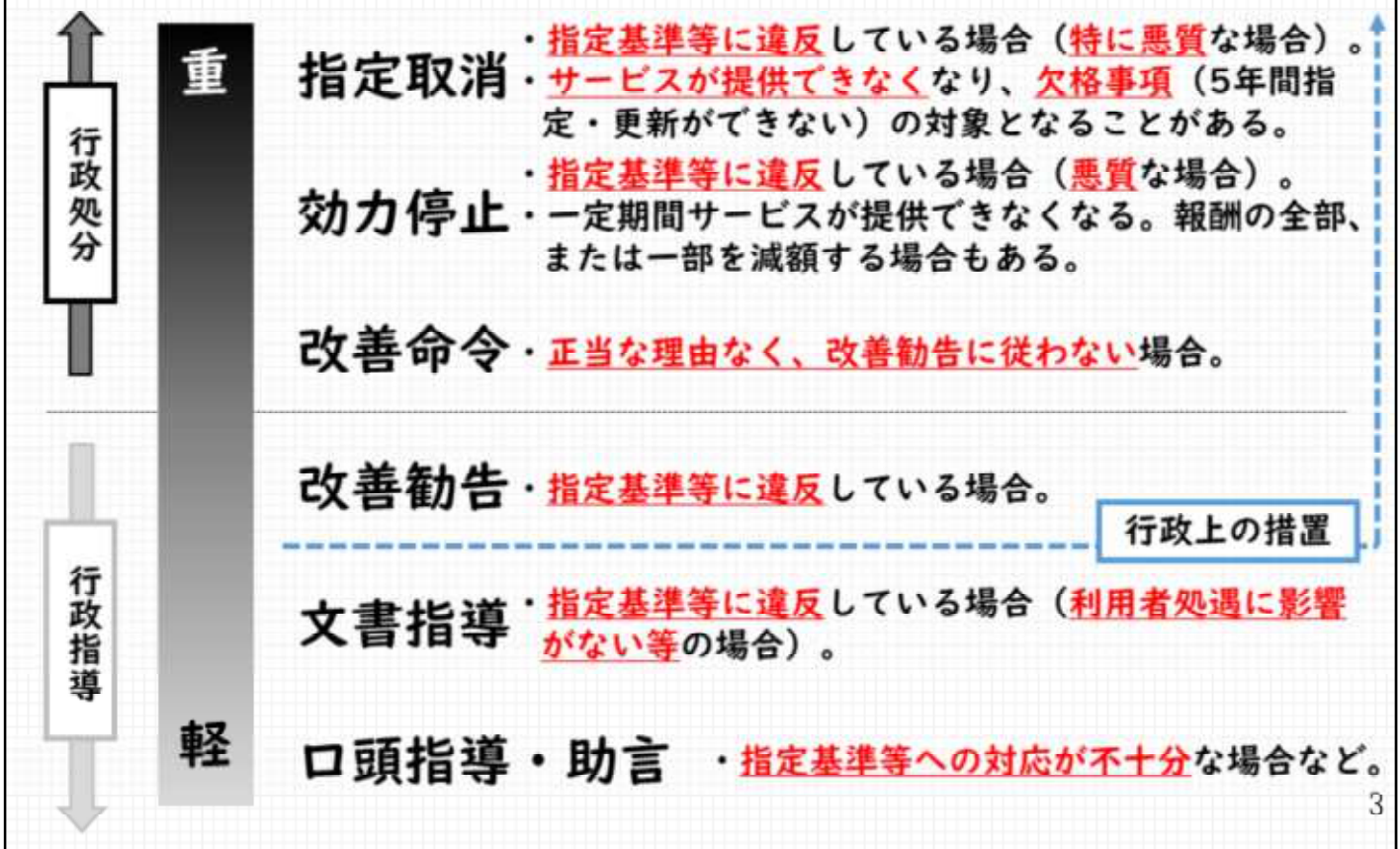
○「指導」は、指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的に実施している。その手法として、事業所において行う「実地指導」と講習等により行う「集団指導」があり、「実地指導」は概ね3年に1度の頻度で実施している。但し、運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年実施する等して、指導の重点化を図っている。

○「監査」は、指定基準違反等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施している。なお、ここでいう「指定基準違反等が疑われる場合」とは、

- ・ 行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
  - ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合
- を指している。

※「行政上の措置」については、次頁において解説。

# 1 指導監査について ② 行政上の措置



3

○実地指導や監査の結果、指定基準等に違反している場合や、指定基準等への対応が不十分な場合、下記の行政処分や行政指導が行われる。

○行政処分は、重い方から順に  
・ 指定取消 ・ 効力停止 ・ 改善命令  
の3種類である。

○「指定取消」と「効力停止」は指定基準等の違反が悪質な場合に行われ、「指定取消」の場合、サービスが提供できなくなるのに加え、組織的な関与が認められた場合などは、事業者及びその役員について5年間指定又は更新ができない「欠格事項」の該当となる場合がある。「効力停止」は、一定期間指定の効力の全部又は一部を停止するもので、その停止の範囲は、利用者の受け入れのほか報酬請求も含まれる。「改善命令」は、下記の「改善勧告」について正当な理由なく従わない場合に行われ、併せてその旨が公表される。

○行政指導は、重い方から順に  
・ 改善勧告 ・ 文書指導 ・ 口頭指導 ・ 助言  
の4種類である。

○「改善勧告」は、指定基準等に違反しているものの悪質ではなく、かつ「文書指導」以下の対象に収まらない場合に行われる。「文書指導」は指定基準等の違反のうち、利用者の処遇に影響がない等の場合に行われる。「口頭指導」と「助言」は、指定基準等の違反とまでは言えないものの、その対応が不十分な場合などに行われる。

○なお、前頁の「行政上の措置」とは、行政処分及び行政指導のうち改善勧告を指す。

# 1 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

## ○指定基準（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・違反した場合は、**行政処分・指導の対象**となったり、**報酬が減額**される場合がある。

## ○報酬告示（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた**要件を満たさず**に請求した場合、**返還対象**となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

## ○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分（全事業）：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害（日中活動系、居住系事業）：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

4

○各事業者においては、障害者総合支援法、児童福祉法といった基本的な法令を遵守することのほか、指定事業を行うに当たっては「指定基準」と「報酬告示」を遵守することが重要になる。

○「指定基準」は、指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたものであり、本基準に違反した場合は、前頁のとおり行政処分・行政指導の対象となったり、報酬が減額される場合がある。

○「報酬告示」は、指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもので、本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となるので、よく注意すること。請求の際は、本告示の留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○「その他通知等」について、重要な通知はいくつもある中で、ここに一部を例示している。関連事業を実施している際は必ず関係する通知の内容を確認すること。

※各事業に関する指定基準、報酬告示については、P30に名称を掲載。

## 2 令和4年度実地指導結果 ① 実施事業所数等

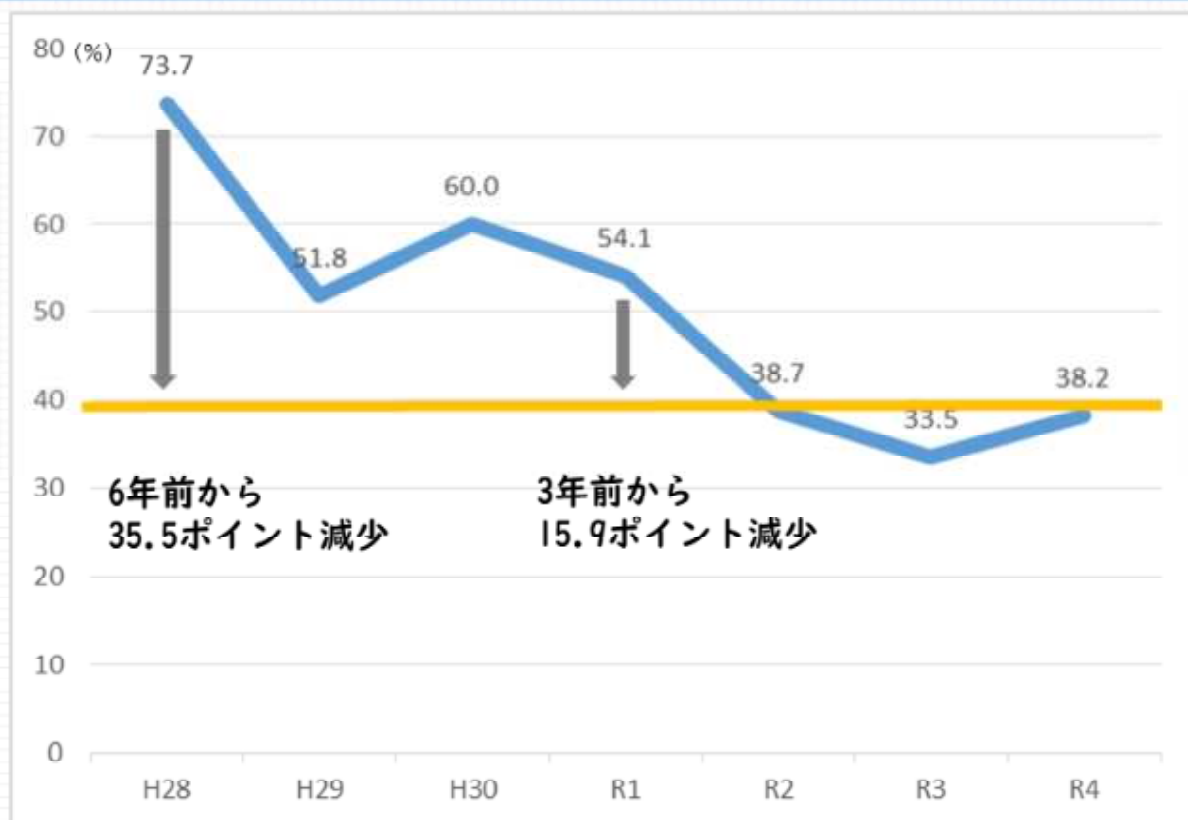
	対象事業所	実施事業所					
		実施率	うち文書指導あり		うち報酬返還あり		
			指摘率	返還率			
訪問系サービス事業所	185	46	25%	18	39%	4	22%
日中活動系サービス事業所	146	50	34%	21	42%	4	19%
居住系サービス事業所	49	17	35%	8	47%	0	—
相談支援事業所	96	7	7%	3	43%	0	—
障害児通所支援事業所	97	37	38%	10	27%	0	—
計	573	157	27%	60	38%	8	13%

※令和5年1月実施分まで、以下同じ

令和5年1月までに全体の約1/4の事業所に実地指導を実施。  
このうちの38%の事業所において、文書による改善報告を求めている。

- 今年度実施した実地指導の結果について概要の説明である。
  - 今年度は、青森市が指定を行っている573事業所の27%にあたる157事業所において実地指導を実施した（令和5年1月実施分まで、以下同じ）。
  - このうち、38%にあたる60事業所において、文書による改善報告を求める指導（文書指導）を行っている。事業種別ごとに見ると、居住系サービス事業所において文書指導を行っているケースが多い。
  - 文書指導を行った事業所の13%にあたる8事業所においては、報酬返還が生じている。
- ※各事業ごとの内訳はP31に掲載。

## 2 令和4年度実地指導結果 ② 指摘率の推移

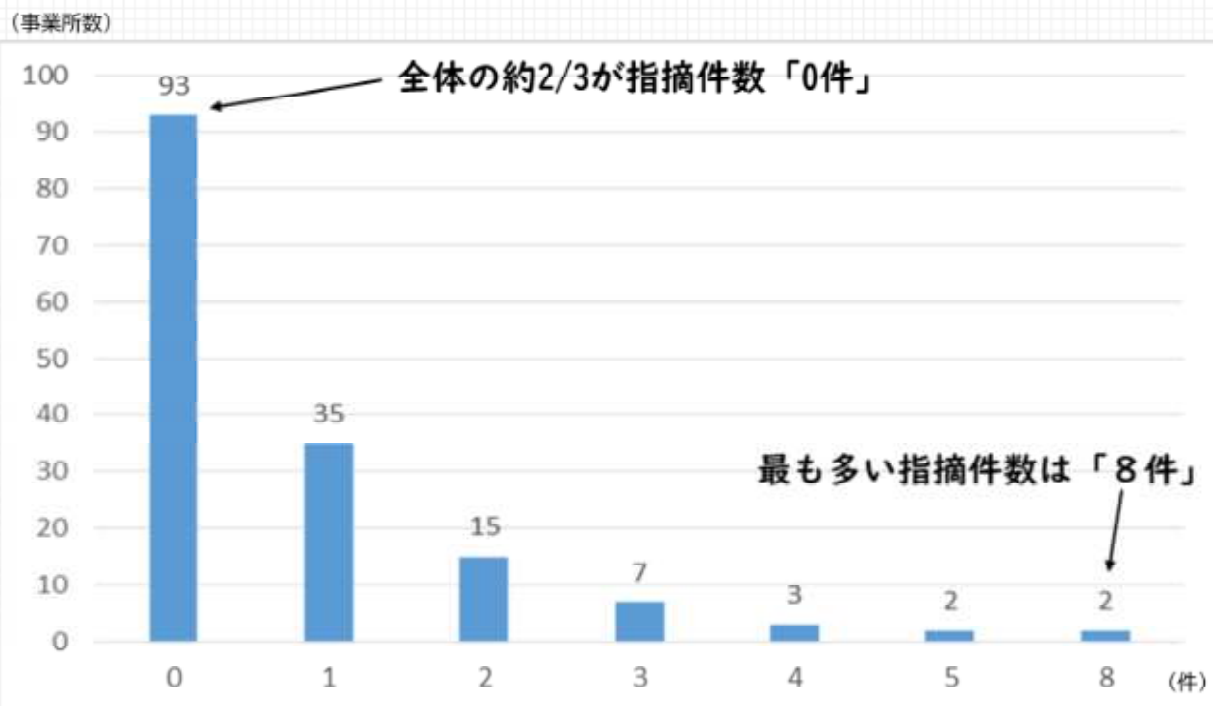


6

○令和4年度の指摘率（実地指導を行った事業所のうち、文書による改善報告を求めた事業所の割合）は38.2%。

○ほとんどの事業所で3年に1回実地指導を実施しているため、3年前（前回）、6年前（前々回）と比べると、3年前からは15.9ポイント、6年前からは35.5ポイント減少している。

## 2 令和4年度実地指導結果 ③ 指摘件数別事業所数

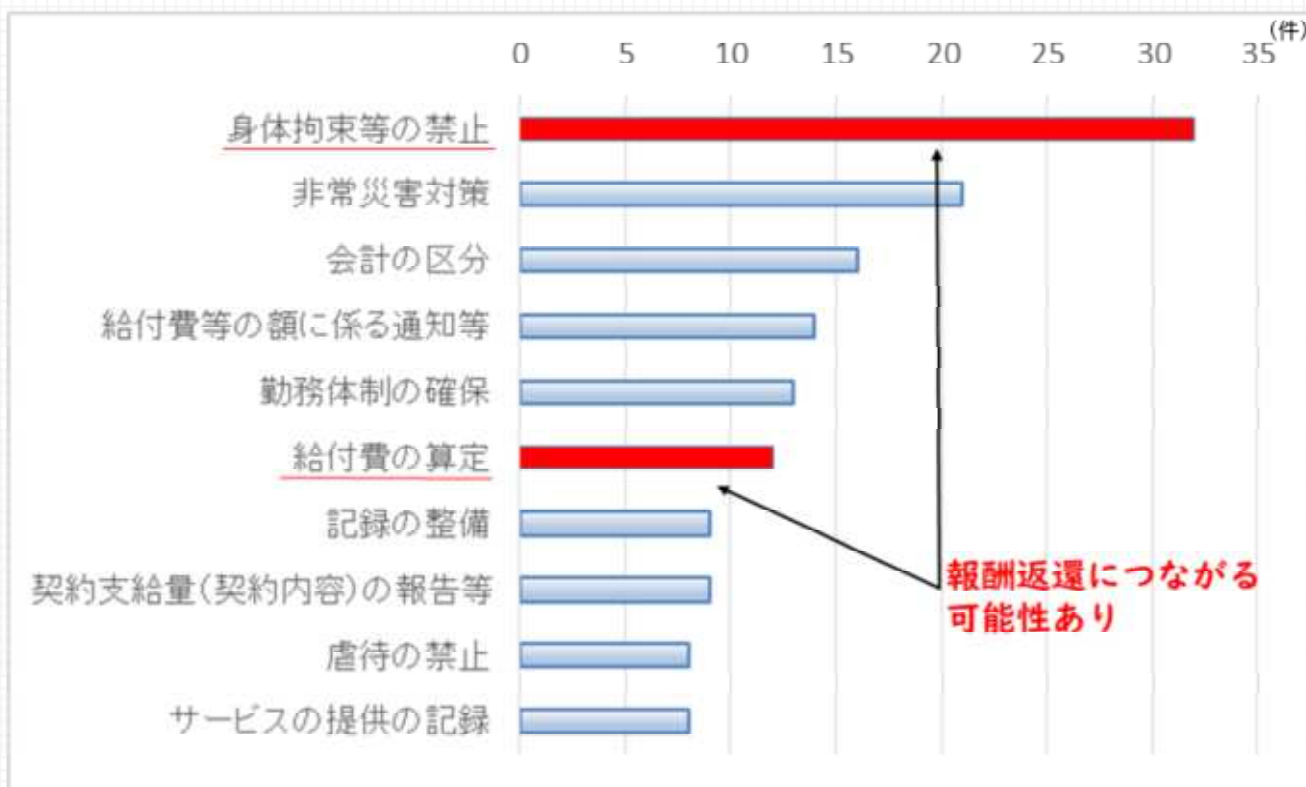


○指摘件数では、93事業所で0件となっており、半数を超える事業所において適正な事業運営を行っていることが確認された。

○以下、指摘件数が増えるごとに割合が低くなっており、今年度最も指摘件数の多い事業所は、8件（2事業）となっている。



### 3 主な指摘事項 ① 指摘事項別件数



8

- 今年度実施した実地指導において指摘することが多かった事項に関する説明である。
- 指摘事項別に件数を見ると、今年度から委員会の設置等が義務化となった「身体拘束等の禁止」に関する指摘が最も多くなっている。次いで「非常災害対策」、「会計の区分」、「給付費等の額に係る通知等」、「勤務体制の確保」が多くなっており、昨年度までと異なる傾向がある。
- これらの指摘事項のうち、下線を引いた「身体拘束等の禁止」、「給付費の算定」については、報酬返還を伴うこともあるため、特に注意していただきたい。
- 次頁以降で、個々の指摘事項の内容について見ていく。

### 3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(1)

#### 現状及び問題点

- × 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（**身体拘束適正化検討委員会**）を定期的に**開催していない**。
- △ 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催しているが、その結果について**従業員に周知していない**。

#### 是正改善・指摘事項

- 身体拘束適正化検討委員会を定期的（少なくとも1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること。

#### Caution

- ・ 未実施の場合は今後減算対象となります。委員会の具体的な対応について、改めて確認しましょう。
- ・ 身体拘束等の禁止については、資料3「障害者虐待の防止について」においても説明しています。

#### 対象事業 法的根拠

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業
- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条

※法的根拠の略称はP30参照



- 「身体拘束等の禁止」についてである。
- 身体拘束等の適正化を図るための措置のうち、身体拘束適正化検討委員会を設置していないケースも見られた。
- 身体拘束適正化検討委員会の構成員は事業所内の幅広い職種により構成し、第三者や専門家を活用することが望ましい。また、法人単位での設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  
構成員の責務・役割分担を明確にし、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。  
また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- 委員会の具体的な対応としては次のようなことが想定されている。
  - 1 身体拘束等について報告するための様式を整備すること
  - 2 従業員は身体拘束等の発生毎に1の様式に従い委員会に報告すること
  - 3 委員会は報告された事例を集計し、分析すること。事例の分析に当たっては、発生時の状況を分析し、発生原因・結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
  - 4 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること
  - 5 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

### 3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(2)

#### 現状及び問題点

- × 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。

#### 是正改善・指摘事項

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

#### Caution!

- ・ 整備されていない場合は今後減算対象となります。整備済みの場合であっても、指針に盛り込むべき項目について、改めて確認しましょう。

#### 対象事業

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条



○身体拘束等の適正化のための指針を整備していないケースも見られた。

○指針には次のような項目を盛り込むこと。

- 1 事業所等における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- 2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所等内の組織に関する事項
- 3 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針
- 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7 その他身体拘束等の適正化の推進ために必要な基本方針

### 3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(3)

#### 現状及び問題点

- × 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に**実施していない**。

#### 是正改善・指摘事項

- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的**(年1回以上)**に実施すること。

#### Caution!

- ・ 未実施の場合は今後減算対象となります。
- ・ 職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。
- ・ 研修の実施内容について、**記録することが必要**です。

#### 対象事業

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条



○身体拘束等の適正化のための研修を実施していないケースが見られた。

○身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所等における指針に基づき、適正化の徹底を図ること。

○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に取り扱う場合も身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなします。

《例》虐待防止に関する研修において、身体拘束等の適正化について取り扱う場合 等

### 3 主な指摘事項 ③ 非常災害対策(1)

#### 現状及び問題点

- × 非常災害（水害及び土砂災害等を含む。）に関する**具体的計画を策定していない。**

#### 是正改善・指摘事項

- 非常災害に関する具体的計画を立て、通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に対し周知すること。

#### Caution

- ・ **水害及び土砂災害等に対応した計画を策定していない事業所等も見られます。**
- ・ 事業所の状況に変化（移転、サービス種別や定員の変更等）があった場合は、計画の見直しを行ってください。
- ・ 非常災害対策については、資料1「指定障害福祉サービス事業に係る留意事項について」においても説明しています。

#### 対象事業

- ・ 日中活動系サービス（就労定着支援を除く）
- ・ 居住系サービス（自立生活援助を除く）
- ・ 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第73条
- ・ 指定施設条例第8条
- ・ 指定通所支援条例第42条
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0707第1号）



○「非常災害対策」についてである。

○非常災害に関する具体的計画を策定していないケースが見られた。

また、具体的計画は策定しているものの、水害及び土砂災害等に対応した計画を策定していない事業所も見られた。

事業所の移転、サービス種別の変更、定員の増減等に伴う見直しを行っていない事業所も見られた。

○ハザードマップ等を確認するなど、事業所の立地状況等を確認・分析し、計画を策定すること。

### 3 主な指摘事項 ③ 非常災害対策(2)

#### 現状及び問題点

- × 避難訓練を実施していない。
- △ 水害・土砂災害に対応した非常災害対策計画に基づいた避難訓練を実施していない。

#### 是正改善・指摘事項

- 非常災害対策計画に基づく避難訓練（水害・土砂災害も含む）を実施すること。また、避難訓練を実施した場合には、当該計画の内容を検証し、計画の見直しを行うこと。

#### 対象事業

- ・日中活動系サービス（就労定着支援を除く）
- ・居住系サービス（自立生活援助を除く）
- ・障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

#### 法的根拠

- ・指定サービス条例第73条
- ・指定施設条例第8条
- ・指定通所支援条例第42条
- ・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）

#### Caution!

- ・火災・地震を想定した避難訓練のみを行っている事業所等が多いです。
- ・必要に応じて、利用者の参加や地域住民と共同で行うなど工夫してください。



- 「非常災害対策」についてである。
- 避難訓練を実施していないケースや、火災・地震といった限られた災害のみを想定して実施しているケースが見られた。
- 避難訓練の実施に当たっては、水害・土砂災害などの広範な災害に留意するとともに、実施後は必要に応じてその基となる非常災害対策計画の見直しを行うこと。
- また、日ごろから消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りが望ましく、訓練等の実施に当たっても、地域住民と共同で行うなど、実施方法を工夫すること。

### 3 主な指摘事項 ④ 会計の区分

#### 現状及び問題点

- × **事業の会計が他事業の会計と区分されていない。**
- △ 事業の会計について、収入は他の事業の会計と区分しているが、支出は区分されていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 会計の処理に当たっては、他事業の会計と区分し、**事業ごとに収支を明らかにすること。**

#### Caution

- ・訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護など)、日中活動系サービスや障害児通所支援の多機能型事業所(生活介護、就労継続支援など)、障害者支援施設(施設入所支援、生活介護など)、相談支援事業所(地域移行支援、計画相談支援など)について、**それぞれの指定サービスごとに会計(収支とも)を区分する必要があります。**
- ・就労支援事業会計の対象事業は、就労支援事業会計処理基準の定めるところにより会計処理を行うこととされています(社会福祉法人を除く)。

#### 対象事業

・療養介護、医療型児童発達支援以外の事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第43条  
 ・指定施設条例第67条  
 ・指定一般相談省令第37条  
 ・指定計画相談省令第29条  
 ・指定障害児相談省令第29条  
 ・指定通所支援条例第55条  
 ・介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)



○「会計の区分」についてである。

○療養介護と医療型児童発達支援を除く全ての事業について、他事業と会計を区分することが求められている。訪問系サービスや多機能型事業所など複数の事業を一体として実施している場合も例外ではなく、明確に分離できない経費などは按分することとなる。

○就労支援事業会計について、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところにより会計処理を行うこととされています。詳しくは「就労支援事業会計の運用ガイドライン」を参照してください。

※対象事業は次のとおりです。

強制適用：就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援

任意適用：生活介護(生産活動を実施する場合)

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費等の額に係る通知等

#### 現状及び問題点

- × 法定代理受領により市区町村から支給された **給付費の額** を利用者 **に通知していない**。
- △ 利用者に対する介護給付費の額の通知について、介護給付費等を **法定代理受領する前に通知** している。

#### 是正改善・指摘事項

- 法定代理受領により市区町村から給付費の支給を受けた場合には、利用者等に対し、当該利用者に係る **給付費の額** を通知すること。

#### 対象事業

・全事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第25条、第59条  
・指定施設条例第32条  
・指定一般相談省令第18条  
・指定計画相談省令第14条  
・指定障害児相談省令第14条  
・指定通所支援条例第27条

#### Caution!

- ・介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問系サービス事業所は漏れのないように注意してください。
- ・給付費の受領前に通知しているケースも見られますが、**受領後に通知** してください。



- 「給付費等の額に係る通知等」についてである。
- 法定代理受領により市区町村から支給された給付費の額を利用者に通知していないケースが見られた。
- 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合には、利用者等に対し、給付費の額の通知が必要となる。特に訪問系サービス事業所においては、介護保険サービスにない制度であることから混同し、通知が漏れていることが多いため、注意すること。
- また、一部事業所において、給付費の受領前に通知しているケースが見られるが、受領後に通知すること。



### 3 主な指摘事項 ⑥ 勤務体制の確保等

#### 現状及び問題点

- × 職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 事業者は、下記の内容に留意し職場におけるハラスメント防止のための必要な措置を講じること。
  - ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
  - ・ 相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

#### Caution!

- ・ 職場におけるハラスメントについてパワーハラスメントが含まれていないなど、対応が不十分な事業所も見られます。ハラスメントの内容を明確にしたうえで、必要な対策を講じてください。

#### 対象事業

・ 全事業

#### 法的根拠

・ 指定サービス条例第35条、第71条、第201条、第202条の21  
・ 指定施設条例第54条  
・ 指定一般相談省令第28条  
・ 指定計画相談省令第20条  
・ 指定障害児相談省令第20条  
・ 指定通所支援条例第40条



- 「勤務体制の確保等」についてである。
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」第11条第1項及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられている。
- 「是正改善・指摘事項」に記載の事業者が講ずべき措置の具体的内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という）」において規定されている。
- なお、パワーハラスメント指針において、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組例として、次のとおり示されているので、参考にされたい。
  - ・ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者への複数での対応等）
  - ・ 被害防止のための取組（マニュアル作成、研修の実施等）

### 3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(1)

#### 現状及び問題点

- × 就労継続支援A型サービス費（I）を算定しているが、当該サービス費の区分の決定に必要な評価点の算出に当たり、**評価基準を満たしていないにも関わらず算定している**評価項目がある。

#### 是正改善・指摘事項

- 当該評価に当たっては、**各評価項目の評価基準を確認**のうえ算定し、評価点を算出すること。

#### Caution!

- ・ **評価点の算出に当たっては、実績を確実に確認してください。**
- ・ 要件を満たしていない場合は、過去にさかのぼって、過誤調整していただくこととなります（給付費関係につき以降同じ）。
- ・ 評価点の算出については、資料1「指定障害福祉サービス事業に係る留意事項について」においても説明しています。

#### 対象事業

・ 就労継続支援A型

#### 法的根拠

・ 指定サービス条例第185条の3  
・ 報酬告示  
・ 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示88号）



○「給付費の算定」についてである。

○就労継続支援A型について、令和3年度から、厚生労働大臣が定める項目について自己評価を行い、その評価点が基本報酬の額に反映されることとなったが、今年度もこの評価点の算出の根拠となる実績の把握が正確に行われていないケースが見られた。  
スコア表の作成に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発0330第5号）」を確認すること。

○正しい実績に基づいて評価し直した結果、年度当初にさかのぼって報酬返還となることもあるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(2)

#### 現状及び問題点

× 特定事業所加算を算定しているが、**一部の要件を満たしていない。**

※一部の要件：全ての居宅介護従業者への研修計画の作成や健康診断の実施 など

#### 是正改善・指摘事項

○ 特定事業所加算を算定する場合は、告示及び通知に定める**要件を確実に満たす**こと。

対象事業

・訪問系サービス

法的根拠

・報酬告示

#### Caution!

・**一部の従業者**に係る研修計画の作成や健康診断の実施が**漏れているケース**が散見されます。

・申請時に満たしていても、年度が改まり要件を満たせていないケースも見られます。**今一度要件を満たしているか確認**してください。



○訪問系サービスにおいて、「特定事業所加算」の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を請求しているケースが見られた。

○特に多かったのが、全従業者に対して毎年度求められる「研修計画の作成」や「健康診断の実施」について、一部の従業者の分が漏れているといったケース。  
また、参加を予定していた外部研修が中止となったが計画の変更等を行わず、研修を実施していないケースも見られた。

○加算を申請した年度は要件を満たせていても、年度が改まった際にその確認を行わなかった結果、要件を満たせていなかったということもあるため、今一度要件を満たしているかどうか確認すること。

### 3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(3)

#### 現状及び問題点

- × 送迎加算（Ⅰ）を算定しているが、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用していない期間があり、算定要件を満たしていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 送迎加算（Ⅰ）は、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。

対象事業

・日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

・報酬告示

Coution!

- ・ 加算の実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・ 上記要件の両方を満たしていない場合でも、どちらか片方を満たしている場合は、送迎加算（Ⅱ）の算定ができます。
- ・ 障害児通所については人数・回数の要件はありません。



19

○日中活動系サービスの一部のサービスで算定可能な「送迎加算」について、要件を満たさず算定をしていたケースが見られた。

○送迎加算の中でも単価が高い送迎加算（Ⅰ）については、  
・ 1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用（往・復で別カウント）  
・ 週3回以上の送迎（日単位）  
の2つの要件のいずれも月ごとに満たすことが必要であるが、月ごとの利用者数の確認を行わず、結果として人数要件を満たしていなかった。

○本加算に限らず、加算を算定する場合は実績管理を確実に行うこと。

○なお、上記要件の片方のみを満たしている場合は、単価が低い送迎加算（Ⅱ）の算定が可能となるので、障がい者支援課の指定担当に相談すること。

### 3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(4)

#### 現状及び問題点

- × 食事提供体制加算を算定している利用者の個別支援計画に、食事の提供が位置づけられていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 食事提供体制加算を算定する場合は、食事の提供について個別支援計画に位置づけること。

Caution!

・食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することができます。出前の方式・市販の弁当を購入して利用者に提供するような方法は対象とはなりません。

対象事業

・日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

・報酬告示



○日中活動系サービスの一部のサービスで算定可能な「食事提供体制加算」について、要件を満たさず算定をしていたケースが見られた。

○当該加算の算定に当たっては、

- ・個別支援計画により食事の提供を行うこととなっていること
  - ・原則として当該施設内の調理室を使用して、事業所に従事する調理員により調理され、提供されるものであること
- が要件となっている。

### 3 主な指摘事項 ⑧ 記録の整備

#### 現状及び問題点

- × 利用者からの苦情の内容等の記録が整備されていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 利用者からの苦情の内容等の記録を整備し、5年間保存すること。

#### Coution!

- ・指定基準等により整備・保存すべき書類は、適正に整理し、保存しましょう。

#### 対象事業

・全事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第44条、第78条、第160条、第195条の11  
・指定施設条例第68条  
・指定一般相談省令第38条  
・指定計画相談省令第30条  
・指定障害児相談省令第30条  
・指定通所支援条例第56条



○「記録の整備」についてである。

○事業者が整備する書類は次のとおりです。  
・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録

○また、少なくとも次の記録については、サービスを提供した日から5年間保存する必要があります。

- ・サービス提供の記録
- ・個別支援計画（地域移行支援計画、地域定着支援台帳、相談支援台帳）
- ・苦情の内容等の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ・身体拘束等に関する記録(やむを得ず身体拘束等を行う場合にとった記録)※一部事業を除く

### 3 主な指摘事項 ⑨ 契約支給量(契約内容)の報告等

#### 現状及び問題点

- × サービス利用に係る契約の際（**変更・終了含む**）、受給者証記載事項を支給決定市町村に対し**報告していない**。

#### 是正改善・指摘事項

- サービス利用に係る契約（**変更・終了含む**）をしたときは、**受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく支給決定市町村へ報告**すること。

#### 対象事業

・短期入所以外の事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第12条、第55条、第197条  
・指定施設条例第19条  
・指定一般相談省令第6条  
・指定計画相談省令第6条  
・指定障害児相談省令第6条  
・指定通所支援条例第15条

#### Caution!

- ・具体的には、**契約内容報告書（様式有）**に受給者証に記載した契約支給量等を転記し、支給決定市町村へ提出します。
- ・介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問系サービス事業所は漏れのないように注意してください。



- 「契約支給量（契約内容）の報告等」についてである。
- サービスの新規利用や変更、終了といった契約の動きがあった際に、受給者証記載事項を支給決定市町村に報告していない事業所が散見された。
- サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を、遅滞なく支給決定市町村へ報告することが必要となる。具体的には、契約内容報告書に受給者証に記載した契約支給量を転記し、支給決定市町村へ提出すること。

### 3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(1)

#### 現状及び問題点

- × 虐待の防止のための対策を検討する委員会（**虐待防止委員会**）が開催されていない。
- △ 虐待防止委員会を開催しているが、結果について従業者に周知していない。

#### 是正改善・指摘事項

- 虐待防止委員会を**定期的（少なくとも1年に1回以上）**に開催するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底**を図ること。

#### Caution

- ・虐待防止委員会の役割は、「虐待防止のための計画づくり」「虐待防止のためのチェックとモニタリング」「虐待発生後の検証と再発防止策の検討」の3つがあります。
- ・虐待の防止については、資料3「障害者虐待の防止について」においても説明しています。

#### 対象事業

・全事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第42条の2  
・指定施設条例第66条の2  
・指定一般相談省令第36条の2  
・指定計画相談省令第28条の2  
・指定障害児相談省令第28条の2  
・指定通所支援条例第47条



- 「虐待の防止（虐待の禁止）」についてである。
- 虐待防止委員会を設置していないケースも見られた。
- 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく必要があります。  
構成員は利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者を加えることが望ましく、また、法人単位での設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  
なお、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- 委員会の具体的な対応としては次のようなことを想定している。
  - 1 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合に報告するための様式を整備すること
  - 2 従業者は虐待の発生毎に記録し、1の様式に従い委員会に報告すること
  - 3 委員会は報告された事例を集計し、分析すること。事例の分析に当たっては、発生時の状況を分析し、発生原因・結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること
  - 4 労働環境・条件について確認するための様式を整備、実施した内容を集計・報告し、分析すること
  - 5 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
  - 5 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること
- 「虐待防止のための指針」の作成が望ましい



### 3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(2)

#### 現状及び問題点

- × 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的実施していない。

#### 是正改善・指摘事項

- 全従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

#### 対象事業

・全事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第42条の2  
・指定施設条例第66条の2  
・指定一般相談省令第36条の2  
・指定計画相談省令第28条の2  
・指定障害児相談省令第28条の2  
・指定通所支援条例第47条

#### Coution

- ・職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。
- ・直接支援にあたる職員だけではなく、全従業者に対して実施してください。
- ・研修の実施内容について、**記録することが必要**です。



○虐待防止のための研修を実施していないケースが見られた。

○虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した場合は当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図ること。

○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、また協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

### 3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(3)

#### 現状及び問題点

- × 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者が置かれていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施する担当者を置くこと。

Caution!

- ・ 専任の虐待防止担当者を決めておくこと(必置)。

対象事業

・ 全事業

法的根拠

・ 指定サービス条例第42条の2  
・ 指定施設条例第66条の2  
・ 指定一般相談省令第36条の2  
・ 指定計画相談省令第28条の2  
・ 指定障害児相談省令第28条の2  
・ 指定通所支援条例第47条



○虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者が置かれていないケースが見られた。

○虐待防止担当者は、サービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者等を配置すること。

### 3 主な指摘事項 ⑪ サービスの提供の記録

#### 現状及び問題点

- × サービス提供記録の確認を受けていない。
- △ サービス提供記録の確認を後日まとめて受けている。

#### 是正改善・指摘事項

- サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

#### 対象事業

・計画相談支援及び障害児相談支援以外の事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第21条、第56条、第158条、  
指定施設条例第28条  
・指定一般相談省令第15条  
・指定通所支援条例第23条

#### Coution!

- ・サービスの提供の**都度**記録を作成し、利用者の確認を受けましょう。
- ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援は後日一括して記録を作成することも可能です。



○「サービス提供の記録」についてである。

○提供の都度記録の作成が必要なサービスにおいて、都度記録を作成していないケースや、後日一括して記録を作成し、利用者の確認をまとめて受けているケースもあった。

○サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービス提供の都度記録すること。  
※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援については、一括して記録を作成することも可能です。

## 4 その他 ① 他都市における行政処分事例(1)

### 事例2：A県の事例

指定取消

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

・不正請求

夜間支援等体制加算について、事業者は、令和3年1月1日から令和3年8月31日までの期間において、夜間支援員の勤務の実態が共同生活住居ごとに1名であったことを認識していたにもかかわらず、共同生活住居ごとに2名の勤務があったとして、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行っていた。

27

○「その他」として関連事項についての説明である。

○青森市では、近年において行政処分となる事例は生じていないが、他都市において次のような事例が生じている。

○行政処分事例の一つ目は、A県の共同生活援助事業所の事例で、指定取消となっている。

○処分事由の内容としては、

・不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

夜間支援等体制加算について、事業者は令和3年1月1日から令和3年8月31日までの期間において、夜間支援員の勤務の実態が共同生活住居ごとに1名であったことを認識していたにもかかわらず、共同生活住居ごとに2名の勤務があったとして、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行っていた。

というもの。

## 4 その他 ① 他都市における行政処分事例(2)

### 事例1：B県の事例

一部効力停止  
6か月

○事業種別 放課後等デイサービス

○処分事由

・不正又は著しく不当な行為

①従業者の勤務体制等について実地指導における指導に従わず、基準に違反する状態を引き起こした。②個別支援計画を適及して作成し、利用者の署名・押印や前児発管の押印等について当時作成されたように偽装。③サービス提供実績記録票について保護者の確認を受けずに事業所に保管されていた保護者の印鑑を押印した。④管理者自ら基準を遵守せず、実地指導において虚偽の書類を作成・提示し、虚偽の回答を繰り返した。

・人員基準違反

①専従の管理者を未配置 ②専任かつ常勤の要件を満たす児発管を未配置 ③サービス提供時間を通じて児童指導員等を必要数配置できていなかった。

・運営基準違反

①一部の利用者について計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況において、サービス提供を行った。

・不正請求

①児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず給付費を請求・受領した。②サービス提供職員欠如減算を行わず給付費を請求・受領した。③個別支援計画作成関連業務が適切に行われていない状況を管理者が把握していながら減算を行わず、給付費を請求・受領した。

28

○二つ目は、B県の放課後等デイサービス事業所の事例で、一部効力停止（新規受入停止及び報酬減額6か月）となっている。

○複数の処分事由が重なったものとなっており、その内容を列挙すると、

・不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号）

①実地指導において、居宅介護等を兼務している従業者について出勤簿を整備するよう指導していたが、改善が行なわれず、結果基準に違反する状態を引き起こしたこと。

②個別支援計画について、遡り利用者の同意を得ることなく作成し、事業所で署名を行い、同意を得ずに購入した利用者の印鑑を押印し、更に前児発管の印鑑を事業所に保管し不正に使用し、あたかも当時作成されていたかのように偽装したこと。

③一部のサービス提供記録票について、保護者から実績記録の確認を受けることなく、事業所で保管する利用者の印鑑を用いて確認を受けたこととする記録を作成したこと。

④管理者は法令遵守の指揮命令を行うべき立場にありながら基準を遵守せず、実地指導にあたり虚偽の書類を作成し提示するとともに実地指導において虚偽の回答を繰り返したこと。

・人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号）

①専従の管理者を配置していなかったこと。

②専任かつ常勤の要件を満たす児発管を配置していなかったこと。

③サービス提供時間を通じて児童指導員等を必要数配置できていなかったこと。

・運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）

①一部の利用者について、計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況においてサービス提供を行ったこと。

・不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

①専任かつ常勤の要件を満たす児発管を配置していない場合に算定すべき児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。

②サービス提供職員が1割以上欠如している状態が継続している状態において算定すべきサービス提供職員欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。

③個別支援計画が作成されていない状況や計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況を管理者自ら把握していながら減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。

というもの。

## 4 その他 ① 他都市における行政処分事例(3)

### 事例2：C県の事例

指定取消

○事業種別 生活介護

○処分事由

- ・不正な手段による指定  
勤務させる予定のない管理者兼サービス管理責任者を配置しているとして虚偽の書類を作成し、指定を受けた。
- ・人員基準違反  
人員基準上配置すべきサービス管理責任者が配置されていない期間があった。
- ・運営基準違反  
配置していないサービス管理責任者の名義を使用し、個別支援計画を虚偽作成していた期間があった。
- ・不正請求
  - ①個別支援計画を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。
  - ②勤務表を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。

29

○三つ目は、C県の生活介護事業所の事例で、指定取消となっている。

○複数の処分事由が重なったものとなっており、その内容を列挙すると、

- ・不正な手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）  
勤務させる予定のない管理者兼サービス管理責任者を配置しているとして虚偽の書類を作成し、指定を受けた。
- ・人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）  
人員基準上配置すべきサービス管理責任者が配置されていない期間があった。
- ・運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）  
配置していないサービス管理責任者の名義を使用し、個別支援計画を虚偽作成していた期間があった。
- ・不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
  - ①個別支援計画を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。
  - ②勤務表を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。

というもの。

○これらの事例はほんの一例であるが、どこの都市でも起こり得るものと考えている。対岸の火事とせず、今一度事業運営を見直し、処分を受けることのないよう気を付けていただきたい。

## 4 その他 ② <参考>指定基準、報酬告示一覧

### ○指定基準（市条例又は厚生労働省令）

事業種別	名称	※「3」における略称
指定障害福祉サービス事業者	【市条例】青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定サービス条例
指定障害者支援施設	【市条例】青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定施設条例
指定一般相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定一般相談省令
指定特定相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定計画相談省令
指定障害児相談支援事業者	【厚生労働省令】児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定障害児相談省令
指定障害児通所支援事業者	【市条例】青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定通所支援条例

### ○報酬告示(厚生労働省告示)

事業種別	名称
指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
指定一般相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定特定相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児相談支援事業者	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児通所支援事業者	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

30

○遵守すべき「指定基準」及び「報酬告示」の一覧である。（P4関係）

## 4 その他 ③ <参考>事業別実施事業所数等(青森市)

	対象事業所	実施事業所		うち文書指導あり		うち個別指導あり		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
訪問系	居宅介護	85	22	26%	9	41%	2	22%
	重度訪問介護	85	22	26%	9	41%	2	22%
	行動援護	5	1	20%	0	0%	0	-
	同行援護	10	1	10%	0	0%	0	-
	小計	185	46	25%	18	39%	4	22%
日中活動系	療養介護	1	1	100%	0	0%	0	-
	生活介護	37	10	27%	3	30%	1	33%
	短期入所	15	9	60%	2	22%	0	0%
	自立訓練(機能訓練)	3	3	100%	3	100%	0	0%
	自立訓練(生活訓練)	12	4	33%	4	100%	0	0%
	就労移行支援	8	3	38%	2	67%	0	0%
	就労継続支援A型	20	6	30%	4	67%	2	50%
	就労継続支援B型	47	13	28%	3	23%	1	33%
	就労定着支援	3	1	33%	0	0%	0	-
	小計	146	50	34%	21	42%	4	19%
居住系	施設入所支援	12	5	42%	2	40%	0	0%
	共同生活援助	32	11	34%	5	45%	0	0%
	宿泊型自立訓練	4	1	25%	1	100%	0	0%
	自立生活援助	1	0	0%	0	-	0	-
	小計	49	17	35%	8	47%	0	0%
相談支援	地域移行支援	19	1	5%	1	100%	0	0%
	地域定着支援	19	1	5%	1	100%	0	0%
	計画相談支援	37	5	14%	1	20%	0	0%
	障害児相談支援	21	0	0%	0	-	0	-
		小計	96	7	7%	3	43%	0
障害児通所支援	児童発達支援	34	15	44%	3	20%	0	0%
	医療型児童発達支援	1	0	0%	0	-	0	-
	放課後等デイサービス	48	18	38%	4	22%	0	0%
	保育所等訪問支援	12	2	17%	1	50%	0	0%
	居宅訪問型児童発達支援	2	2	100%	2	100%	0	0%
	小計	97	37	38%	10	27%	0	0%
	合計	573	157	27%	60	38%	8	13%

○青森市において本年度実施した実地指導の結果状況である。  
(P5に掲載のデータの事業別内訳)。